

公正取引委員会における下請法に係る勧告・指導事例

令和元年12月12日 公正取引委員会事務総局

公正取引委員会では、下請法の規定に基づく勧告のほか、下請法違反のおそれのある行為をしている事業者に対して指導を行っている。直近1年間で、勧告・指導を行った具体的な事例は以下のとおり。

放送コンテンツ制作に係る指導事例

放送コンテンツの制作を下請事業者に委託しているA社は、ほとんどの下請事業者に対する発注を口頭で行っており、発注書面を交付していなかった。また、下請事業者の中には発注書面の交付を受けた者もいたが、必要記載事項のうち、受領場所、下請代金の支払期日、知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載していなかった。

このような行為は、下請法に規定する**書面の交付義務**に違反するものである。

アニメーション制作に係る指導事例

アニメーションの原画の作成を下請事業者に委託しているB社は、当初の見積りより作業量を増加して発注した場合に、当初の見積りのまま単価を据え置き、また、納期を見直していなかった。

このような行為は、下請法が禁止する**買ったとき**に該当するおそれがあるものである。

公正取引委員会における下請法に係る勧告・指導事例

運送業務に係る指導事例

- ・ 運送業務を下請事業者に委託している運送会社C社は、下請事業者に対し、委託する附帯作業（荷積み、荷卸し、養生、横持作業^(注)等）の内容を明らかにせず、下請代金の額について十分な協議を行わないまま委託を行い、また、当該附帯作業を行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったとき及び不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるものである。

（注）「横持作業」とは、荷物をトラックなどの駐停車可能な場所から目的の場所まで運ぶ作業のことである。

- ・ 運送業務を下請事業者に委託している運送会社D社は、下請事業者が指定された時刻に指定場所に到着したものの、下請事業者の責めに帰すべき理由なく待機を余儀なくさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるものである。

公正取引委員会における下請法に係る勧告・指導事例

金型取引に係る指導事例

自動車部品であるゴム製品等の製造を下請事業者に委託しているE社は、製造に必要な金型を下請事業者に貸与していた。貸与した当該金型について、①数十年前に貸与した金型の所在を十分に把握しておらず、不要になった後も回収せず引き続き下請事業者に保管させているとともに、②貸与したことが把握できる金型であっても直近1年間の稼働実績がないものも多くあったが、引き続き下請事業者に保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する**不当な経済上の利益の提供要請**に該当するものである。

働き方改革に係る事例（勧告事例）

日用品等の製造を下請事業者に委託している小売業者F社は、下請事業者に対し、自社の店舗における商品の陳列等の作業を行わせるため、従業員等を派遣するよう要請し、無償で当該作業を行わせていた。当該作業は、休日に行うことや8時間を超える長時間に及ぶこともあったことから、下請事業者は休日勤務や残業による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する**不当な経済上の利益の提供要請**に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。